

付帯メニュー定義書
付帯 2.引越し継続特典
【2025_1209】

エバーグリーン・リテイリング株式会社

2025年12月9日

「付帯メニュー定義書(引越し継続特典)」(以下「本定義書」といいます。)は、当社と電気需給契約を締結中のお客さまが、引越し先においても当社との電気需給契約を継続された場合に、当社が特典1および特典2を提供する取扱いを定めたものです。

1. 実施期日

本定義書は、2025年12月9日以降に「6.対象料金プラン」にご契約いただいたお客さまに適用します。

2. 定義

お客さまに適用される電気供給約款(以下「電気供給約款」といいます。)に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用します。

3. 適用条件

(1)当社は、お客さまが以下の条件①～⑦をすべて満たした場合に、「4.特典内容」に定める「特典1」を提供いたします。

- ① お客さまが、当社の電気供給約款に基づく電気需給契約の契約者であること
- ② 引越し先の電気需給契約において、使用開始日の5営業日前までにお手続きが完了していること
- ③ 引越し先の供給地点特定番号において、電気供給約款に基づく電気需給契約を、使用開始日から6か月経過した日まで契約されていること
- ④ メールアドレスがお客さま情報として登録されており、かつ有効であること
- ⑤ 特典の提供時に、料金の支払期日を経過して支払われない料金が発生していないこと
- ⑥ 引越し申請時から特典進呈時までの間に料金プランを変更していないこと
- ⑦ その他お客さまの都合による契約内容等の変更がないこと

(2)当社は、お客さまが以下の条件⑧～⑭をすべて満たした場合に、「4.特典内容」に定める「特典2」を提供いたします。

- ⑧ お客さまが、当社の電気供給約款に基づく電気需給契約の契約者であること
- ⑨ 引越し先の電気需給契約において、使用開始日の5営業日前までにお手続きが完了していること
- ⑩ 引越し先の供給地点特定番号において、電気供給約款に基づく電気需給契約を、使用開始日から12か月経過した日まで継続していること
- ⑪ メールアドレスがお客さま情報として登録されており、かつ有効であること
- ⑫ 特典の提供時に、料金の支払期日を経過して支払われない料金が発生していないこと
- ⑬ 引越し申請時から特典進呈時までの間にプランを変更していないこと
- ⑭ その他お客さまの都合による契約内容等の変更がないこと

4. 特典内容

(1)当社は、お客さまが「3.適用条件」に定める条件①～⑦をすべて満たした場合には、以下の特典1を提供いたします。

- ・ 特典1：Amazon ギフトカード(電子チケット) 5,000 円分

(2)当社は、お客さまが「3. 適用条件」に定める条件⑧～⑭をすべて満たした場合には、以下の特典2を提供いたします。

- ・ 特典2：Amazon ギフトカード(電子チケット) 5,000 円分

5. 特典の提供

新規契約特典の提供にあたっては、以下の通りといたします。

- ① 新規契約特典の提供に関するご案内は、「3. 適用条件」に定める条件の達成状況を当社が確認次第、順次ご案内いたします。
- ② 特典内容は、お客さま情報に登録されたメールアドレスにお送りします。
- ③ 「特典1」は、引越し先の供給開始月を0か月として、6か月目の末日以降に「特典1」を提供いたします。
(例)引越し先での供給開始月が11月の場合、翌年5月末日以降に提供いたします。
「特典2」は、引越し先の供給開始月を0か月として、12か月目の末日以降に「特典2」を提供いたします。
(例)引越し先での供給開始月が11月の場合、翌年11月末日以降に提供いたします。
- ④ 需要場所の検針日により、提供が予定より遅れる場合があります。
- ⑤ Amazon ギフトカードに関する事項は、アマゾンジャパン合同会社が定める各種規約によります。
- ⑥ お客さまが有効期間内にギフトカード番号をアマゾンジャパン合同会社のウェブサイトに登録されなかった場合や、アマゾンジャパン合同会社が規約を変更した場合等、当社の責めとならない理由によりお客さまに不利益が生じた場合、当社はその責めを負いません。

6. 対象料金プラン

本定義書で定める対象料金プランは、以下のとおりです。

- ・ MP プラン
- ・ AP プラン
- ・ WS プラン
- ・ AD プラン
- ・ PP プラン
- ・ WS プラン
- ・ MB プラン
- ・ MF プラン
- ・ MG プラン
- ・ MT プラン
- ・ KH プラン
- ・ MM プラン
- ・ MMSS プラン

- ・ MMSF プラン
- ・ MMSS+SF プラン
- ・ FP プラン
- ・ FPEC プラン
- ・ LS プラン
- ・ 入居者でんきプラン
- ・ CO2 フリープラン
- ・ CO2 フリープラン A
- ・ 中国ファミリータイプ 1
- ・ 中国ファミリータイプ E 1
- ・ 中国ファミリータイプ 2
- ・ 中国ファミリータイプ E 2
- ・ 中国電化プラン
- ・ 中国電化プラン E
- ・ 九州季時別
- ・ 九州季時別 E
- ・ 九州時間帯別
- ・ 九州時間帯別 E
- ・ MPHQ プラン
- ・ SZ プラン
- ・ CP プラン
- ・ MFEW プラン

7 定義書の変更および廃止

- ① 当社が本定義書を変更する場合の手続きは、電気供給約款の定めに従います。
- ② 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- ③ 本定義書の廃止に伴い、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合の手続きは、電気供給約款の定めに従います。

8 その他

- ① 本定義書に基づく権利の譲渡はできません。
- ② 本定義書に定めのない事項については、電気供給約款に定めるところによるものとします。
- ③ 本定義書は 2025 年 12 月 9 日から実施いたします。